

指定物質とは

- 公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（現在、ホルムアルデヒドや水酸化ナトリウム等の56物質が指定されている）。
- 指定事業場の設置者は事故（災害含む）により指定物質を含む水が公共用水域等に排出された場合には、直ちに、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

指定物質の追加（案）

- 平成23年2月答申における、指定物質の選定の考え方に従い、要監視項目等に新たに位置づけられたLAS、アニリン、PFOS（及びその塩）、PFOA（及びその塩）について指定物質に追加することとしたい。

	項目（h）事件事例を除く）	H23以降の更新状況（日付は改正に係る通知日等）
a)	排水基準（有害物質以外）	なし
b)	環境基準（環境基準健康項目及び地下水環境基準項目）	なし
c)	環境基準（生活環境項目のうち、水生生物の保全に関するもの）	H24.8追加： <u>ノニルフェノール</u> H25.3追加： <u>直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）</u>
d)	環境基準（生活環境項目のうち、水生生物の保全に関するもの以外）	H28.3追加： <u>底層溶存酸素量（底層DO）</u>
e)	要監視項目	H25.3追加（3項目）： <u>4-t-オクチルフェノール</u> 、 <u>アニリン</u> 、 <u>2,4-ジクロロフェノール</u> R2.5追加（2項目）： <u>PFOS及びPFOA</u>
f)	水道水質基準（水質基準項目）	H26.3追加： <u>亜硝酸態窒素</u>
g)	水道水質基準（水質管理目標設定項目のうち、農薬類を除く）	R2.3追加（2項目）： <u>PFOS及びPFOA</u>

※ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは「フェノール類及びその塩類」に含まれる。

※底層溶存酸素量（底層DO）については、物質ではなく性状を表す指標のため、指定物質への指定は必要ない。

※亜硝酸態窒素については、すでに有害物質に指定されていることから指定物質としての指定はしない。

水質汚濁防止法における有害物質及び指定物質について

区分	該当する物質の条件	適用される主な施策	
		排出規制	事故時の措置
有害物質 (法第2条第2項第1号)	カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質	特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。	直ちに、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。
指定物質 (法第2条第4項)	公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの	×	直ちに、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 有害物質の追加に当たっては、複数年にわたる検出状況、工場又は事業場からの排水の状況、物質の有害性といった発生源の実態や科学的な知見の蓄積を踏まえ、総合的に勘案することとしている。
- 直近では、塩化ビニルモノマー、1,4ジオキサン等について、有害物質とすることが適当であるとの答申が中央環境審議会から出されたことを踏まえ、有害物質に追加している。

- 平成23年2月の「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」では、排水基準（有害物質以外）、環境基準、要監視項目、水道水質基準、水質管理目標設定項目、事故事例（水質事故）が確認された物質を指定物質として選定している。